

ドローンで農薬散布を行うために

関係する法律

安全確保
のために

航空法

～航空機の航行や人・物件等の安全を確保するために～

- ドローンによる農薬散布は、**国土交通大臣の承認が必要**となる飛行形態「危険物輸送」「物件投下」に該当します。

➡ **必ず事前に承認**を得て下さい。

農薬取締法

～農薬の安全かつ適正な使用のために～

- 農薬ラベルに記載されている**使用方法を遵守**し、ドリフトが起こらないよう注意することが必要です。

➡ **「空中散布ガイドライン」を確認し、散布計画を立てて下さい。**

※ 「空中散布ガイドライン」に関する情報の詳細はこちらをご覧ください

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html



飛行の承認申請方法

申請先

飛行予定場所を管轄する**地方航空局**（オンライン申請 / 郵送 / 持参）

申請期限

飛行開始予定日の**10開庁日前**までに申請

（必ず10日以内に承認されるわけではありません。余裕を持って申請してください。）

提出物

申請書、機体・操縦者・体制について安全確保のための基準に適合していることを示す書類・資料

その他

- 個々人による申請だけでなく、**機体メーカーや販売代理店等による代行申請も可能**です。
- 最大1年間までの包括申請が可能です。

※ その他詳細については、国土交通省HP「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」をご覧ください。また、裏面のよくある質問もご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html



実際に散布を行う際に

- 承認を得た際の要件・体制に即して、飛行させて下さい。
- 散布方法（飛行高度等）は機体の取扱説明書に即してください。取扱説明書に記載がない場合はガイドラインに記載の方法により散布して下さい。

！事故等が発生した場合は！

機体事故・紛失等

➡ 地方航空局へ報告

農薬の流出・ドリフト等

➡ 都道府県の農薬指導部局へ報告

～よくあるご質問【Q&A】～

Q

ドローンで農薬散布を行うためには、特定の団体を通じて申請を行わなければならないのでしょうか？

A

その必要はありません。

令和元年7月30日に無人航空機による農薬等の空中散布について規定していた**技術指導指針（農林水産省通知）を廃止し、農林水産航空協会による機体・操縦者の認定や、それに基づく申請の仕組みは廃止**されました。

これは、国土交通省への飛行承認申請は、**個人からの申請のほか、機体メーカーや販売代理店等による代行申請でも可能**であることを明確にするためのものです。

なお、農林水産航空協会は国土交通省が定める管理団体の1つとして、これからも代行申請等を行うこととしています。

令和元年 7月30日から

空中散布全般に係る安全対策

技術指導指針

航空安全

農薬安全

国交省による審査

空中散布ガイドライン

Q

ドローンで農薬散布を行うために必要な資格はありますか？

A

必須となる特定団体の資格（免許・ライセンス）はありません。

ただし、飛行の承認に当たって一定の技能・飛行経歴が必要とされており、こうした技能について、民間団体で講習を受けることが可能です。なお、国土交通省HPに掲載された講習団体等の技能認定を取得することで、許可・承認申請書類の一部を省略することが可能です。

また、原則として10時間以上の飛行経歴が必要ですが、飛行訓練等で飛行経歴が10時間に満たない者が、安全確保を前提とした一定の条件下で許可・承認される場合もあります。

Q

農薬散布に利用できる機体に制限はありますか？

A

農薬散布用として一般的に販売されている機体であれば利用できます。自動操縦機能をもったドローンも同様です。**国や特定の団体の認定は必要ありません。**なお、国土交通省HPに掲載された機体を使用する場合は、承認申請書類の一部を省略することが可能です。

Q

農薬散布を行う際、補助者は必ず配置しなければならないのですか？

A

原則として補助者を配置する必要がありますが、たとえば国土交通省HPに掲載されている「航空局標準マニュアル（空中散布）」に即して、立入管理区画を設ける等の一定の条件を満たせば**補助者なしでも散布が可能**です。

